

令和 2 年 5 月 11 日

第 5 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和2年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 208・209号室

3. 出席委員（農業委員7名 計7名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	欠席
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	穴井 英雄
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

宮崎博美委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
～番号23 による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和2年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、2番石松雄平委員、6番穴井英雄委員にお願いいたします。

 なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号番号1、議案集の1ページをお開きください。「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について」農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年5月11日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

 議案第1号番号1です。土地の所在は大字北里字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況は山林で面積が1,874㎡で、転用の目的は山林です。申請人は以下の通りです。備考欄に記載されていますように、始末書添付及び令和2年2月28日に農振農用地除外が完了しております。詳しくは、別冊の1ページに第4条の許可申請書の写しが添付されています。転用面積が1,874㎡です。3ページに登記簿謄本の写しが付けてあります。転用に伴う障害となる様な権利関係は特にございません。4ペー

ジが事業計画書になります。計画書には、すでに山林となっていることが書かれています。5 ページが始末書です。約 50 年前から杉が生い茂る山林となっていることが書かれています。6 ページが位置図です。〇〇の集落の〇〇の方から河川の橋を渡る手前の右上の所になります。7 ページ、8 ページに航空写真を付けてあります。9 ページが字図です。周辺がほとんど山林となっています。10 ページが現地立ち合い時の写真となっています。11 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

6 番 5月1日に事務局2名と私と後藤さんとで行きました。場所は、局長が言われていたようになり山の中で昔は、田んぼだったと思われるような場所でした。別に問題はないと思います。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第1号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、日程第3 議案第2号番号1から番号23「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 議案第2号番号1から番号23です。議案集の3ページをお開きください。「農地法第5条農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用の承認について」(利用権貸借)農業経営基盤強化法第

18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和2年5月11日提出。農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号番号1です。農地の所在は、大字宮原字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、面積は5,061㎡で利用権を設定する者と利用権の設定を受けるものは、下記の通りです。利用目的は、水稲、大豆、期間は5年、賃貸借は物納で1筆当たり米〇〇kgです。

続きまして番号2、大字宮原字〇〇〇〇番地から字〇〇〇〇番地までの4筆です。地目は、登記簿、田、現況、田、面積が4筆合計で4,079㎡になります。利用権を設定する者と利用権の設定を受けるものは、下記の通りです。利用目的は水稲、で期間は5年です。賃貸借は物納で10a当たり〇〇kgです。

続きまして4ページです。番号3、大字上田字〇〇〇〇番地から〇〇番地までの2筆で地目は、登記簿、田、現況は、田、合計面積が1,566㎡になります。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は下記の通りです。利用目的は大豆、期間は5年、使用貸借になっています。

続きましては、番号4、大字上田字〇〇〇〇番地1筆です。地目は登記簿、畑、現況、畑、面積が516㎡で、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、下記の通りです。利用目的は、大豆、期間は5年、使用貸借になっております。

続きましては番号5、大字上田字〇〇〇〇番地から〇〇番地で、地目は登記簿、田、現況、田、で2筆合計面積が、5,818㎡になります。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物で期間は5年、賃貸借は物納2筆で米〇〇kgです。

続きましては、5ページです。番号6 大字下城字〇〇〇〇番地から字〇〇〇〇番地までの5筆で、合計面積が7,290㎡です。地目は登記簿、田、現況、田、利用権の設定をする者と利用権の設定を受ける者は下記の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は5年、賃貸借は10a当たり〇〇円です。

続きましては、番号7です。大字下城字〇〇〇〇番地で地目は登記簿、田、現況、田、面積が3,342㎡です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物で、期間は5年、賃貸借は10a当たり〇〇円です。

続きましては、6 ページです。番号 8、大字下城字〇〇〇〇番地、地目は登記簿、田、現況、田、面積は 1,964 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物で、期間は 5 年、賃貸借は 10a 当たり〇〇円です。

続きましては、番号 9、同じく大字下城字〇〇〇〇番地から〇〇番地までの 2 筆です。地目は登記簿、田、現況、田、2 筆の合計面積は 2,909 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、使用貸借期間は 5 年、賃貸借は 10a 当たり〇〇円です。

続きましては、番号 10、大字下城字〇〇〇〇番地から〇〇番地までの 4 筆で、地目は登記簿、田、現況、田、合計面積は、4 筆で 6,731 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物で、期間は 5 年、賃貸借は 10a 当たり〇〇円です。

続きましては、7 ページになります。番号 11、大字黒淵字〇〇〇番地、地目は、登記簿、田、現況、田、面積は、2,660 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、コンテナ杉苗、期間は 5 年、賃貸借は 1 筆当たり〇〇円で（1 カ月〇〇円）です。ここまでが内容としては、新規の関係となっております。

続きましては、番号 12 からについては、再設定となっております。番号 12、大字北里字〇〇〇〇番地から〇〇番地までの 2 筆で地目は、登記簿、田、現況、田、2 筆で合計面積は、3,197 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 2 年、賃貸借は 10a 当たり〇〇kg です。

続きましては、番号 13、大字北里字〇〇〇〇番地で登記簿、田、現況、田、で面積は、504 m²です。利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年、賃貸借は 1 筆当たり〇〇kg です。

続きましては、8 ページの番号 14、大字黒淵字〇〇〇〇番地から番号の 22 までは、同じ〇〇の畑地としてある団地内の再設定になっております。内容としては、再設定なので前回と同じで賃借料なども変わっておりません。番号 22 までです。

最後は、11 ページになります。番号 23 です。大字黒淵字〇〇〇〇番地から〇〇番地の 2 筆で、地目は、登記簿、田、現況、

田の2筆で合計面積は1,035㎡です。内容については、前回と変わっていません。説明は以上です。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います

7番 お尋ねです。1番の〇〇さんが借りている場所は、今ハウスが建っている所ですか。

事務局長 はい、そうです。1筆の面積は5,061㎡ですが実際ハウスの建っている部分も1筆となっておりますので、今回水稲と大豆を付けする部分もということになります。

7番 良かったです。わかりました。

4番 別の再設定の部分で賃貸借料が〇〇円になっていますが、この部分の話し合いはどうなりましたか。少し下げてもらう話をこの前聞いたような気がします。

事務局長 はい、今回の〇〇の更新については、この方達についての話し合いは、まだ固まってははいないですけれども、中間管理機構を利用した賃借に今後切り替へていきたいという意向がある中で、今言われましたような賃借料の件も再度話をしたいと聞いています。ただ今回の更新について、所有者に貸し借りの内容確認をしに上がった中で、これからその話をやっていく状況で、具体的な賃借料等の金額の設定についての話は、まだできてはいません。

4番 これは、5年ですよ。

事務局長 はい、一応更新ということで5年の設定で当然このまま5年、基盤強化法でいく人もおられますし、中間管理機構を通していくとしたら、この契約の部分に対しては、合意解約をしてそちらの方に切り替えることはいつでもできます。

4番 はい、わかりました。

3 番 分からない部分で、11番の〇〇の事業についてですけれども、普通30aでないと農業ができないと思うのですが、この場合は26aなのですが、借りられるのですか。

事務局長 はい、借る場合については面積の条件はありません。借り手側が当然農業者である場合とか、一般の会社だったり、農業者でなかったりとか、そういったことで条件は変わってきます。今回の〇〇は、一般法人扱いという事で解除条件付き契約を行うという事で、この基盤強化促進法で、貸借が認められています。〇〇自体は、農地所有の適格法人という事ではありません。それと〇〇の事業でも対象となっていないので、一般法人という事です。解除条件付という事なので、貸している側が農地の管理ができていないときに契約を解除ができるという契約を交わすことになっています。だから通常の農業者より条件が厳しくなっています。

事務局 3反の面積の件ですが、今は経営基盤強化法といって農地法とは、違う法律になります。農地法では、3反というのが売買等を許可する時の条件で3反という条件を満たさなければならないです。今回は貸し借りで基盤強化法になります。

4 番 農地を所有してなくても借りられるのですね。

事務局長 確か平成21年度位に広く農地を貸し出せるように法律改正がありまして、条件は変わりますが色々な方が農地を借りることができるようになっています。

5 番 4ページの3番、4番ですが〇〇が借りて大豆となっていますけど、今度新規で〇〇までは、〇〇が来て大豆を作付けすると考えていいのですね。僕達のところに、一人だけ米を作らない人がいますので、〇〇が借りて作るなら耕作してもらいたいと思いますが、本人は草だけは切りますと、中山間地の関係でいってはいますけど、個人で〇〇と連絡を取ってこういう賃貸になっていますか。

議長 4ページの3番の部分で、基盤整備はしてあり、貸し手の方が田んぼを作っていたのですけれども、日陰だったりして、何年

か作らないようになって荒れてきていました。できたら道掛かりもそう遠い場所では、ないのでお願いをしました。本人さんも周りも困っているの、荒れてしまうと周りの田んぼも色々なことになるので、お願いを私からしました。

5 番 最初から頼んだのですか。

議 長 はい。

5 番 ○○はどちらですか。

議 長 ○○です。○○の交差点から○○に向かってから右側、国道から 30m くらい入ったところです。基盤整備は、終わっていません。

7 番 ○○の案件があがっていたところですか。

議 長 いいえ、少し先の方です。信号のとこの少し手前から 50m から 30m 戻って右側です。

事務局 長 川沿いの点滅信号機がありますね。その手前に川があってその橋を渡る手前の右側です。

議 長 ○○さんもいないので周りの方も困って、地域の方が草切だけはしていました。だから何か利用してもらえないかと、○○さんも手が一杯だろうけども、何とかお願いをしました。

5 番 これは、○○が大豆を植えることになったら耕運とかは、どなたがされるのですか。

議 長 ○○の方が全部です。耕運機なども持っています。草切もされます。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 から番号 23 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号23の原案について同意することを決定します。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第5回総会を閉会致します。

令和2年第5回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

6 番